

静岡市環境影響評価条例の概要

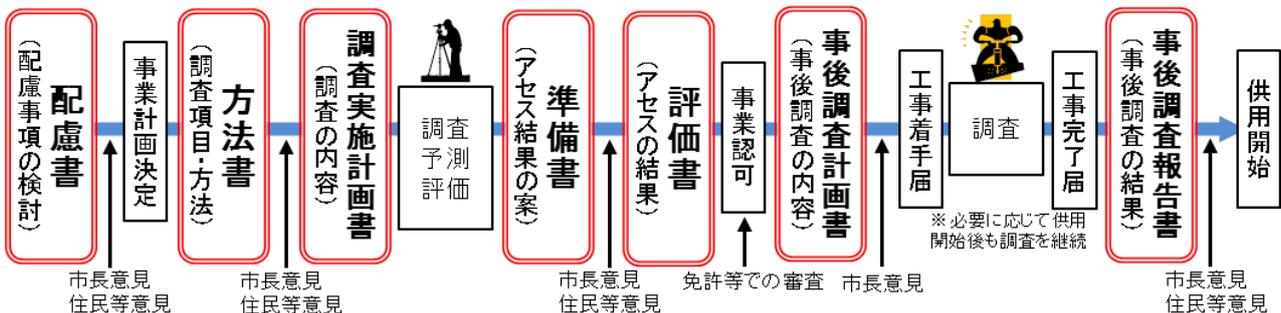
環境影響評価（環境アセスメント）とは、大規模な開発事業を実施する際に、あらかじめ事業が環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴く等により、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続。

条例の必要性・意義

- ・ 市が主体的にまちづくりにおける環境配慮に関与するため
- ・ 中央新幹線建設事業の経験を通じて、総合的な環境配慮制度の構築が求められているため

環境影響評価の手続

- 手続期間：3～4年程度（配慮書～評価書） ※現地調査は最低1年
- 図書縦覧：各図書は30～45日間一般に縦覧する（電子縦覧含む）
- 住民意見：縦覧期間内に環境の保全の見地からの意見を市長に提出（準備書では公聴会有）
- 市長意見：住民意見に配慮して、規則で定める期間内に意見を事業者に提出（審査会に諮問）



条例のポイント

- ・ 計画段階環境配慮手続の導入（県条例に定めなし）
- ・ 住民関与の機会の充実（図書等の縦覧期間の拡充等）
- ・ 地域区分の設定（本市の特性に応じた区分設定）
- ・ 手続における透明性・公正性の確保（意見聴取、図書縦覧等の実施主体が市長）

条例制定の効果

- ・ 市が直接事業者に意見を提出できる（これまでは県、県知事を介していた）
- ・ 地域の実情に応じたきめ細やかな対応が可能となる
- ・ 事業の早期段階から住民・行政の関与が可能となる

静岡市環境影響評価条例施行規則の概要

1 施行規則で定める事項

「静岡市環境影響評価条例施行規則（市施行規則）」において、「静岡市環境影響評価条例（市条例）」に規定する手続の具体的な内容及び対象事業の規模要件等を定める。

2 手続の内容

市条例の規定に基づき、各段階において実施すべき手続の具体的な内容、その他必要な事項等を定める。

3 対象事業及び規模要件等

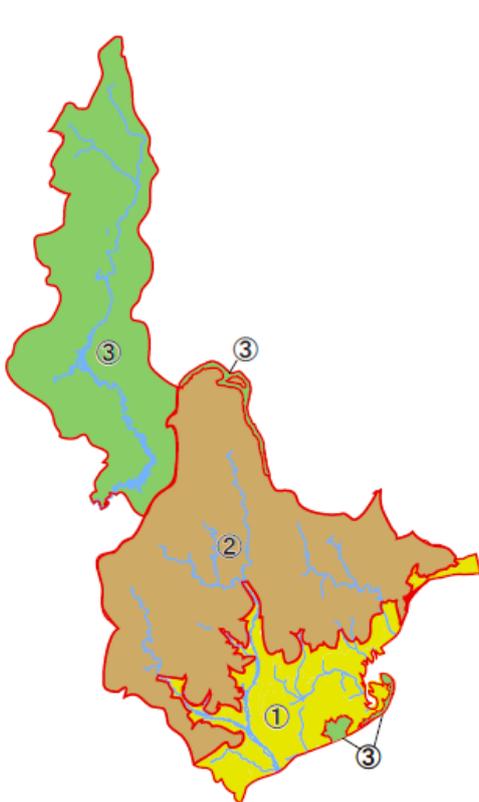
《基本的な考え方》

市条例制定の意義である「市が主体的にまちづくりにおける環境配慮に関与する」を確保するためには、事務手続き上、「静岡県環境影響評価条例（県条例）」の適用除外を受ける必要がある。

適用除外を受けるには、「県条例と同等以上の効果が確保される」ことが必要であるため、市条例及び市施行規則に位置付ける、**「地域区分」**、**「対象事業」**、**「規模要件」**において、県条例の考え方や設定数値を基準とした上で、市としての考え方を打ち出していく。

（1）地域区分

本市の実情やまちづくりの方向性に沿った制度を構築するため、**市域を3つに区分**



地域区分	区分の考え方
① 都市計画区域 (③を除く)	人が居住し、経済活動が行われ、都市化を進める地域。 <u>標準的な環境配慮を要する。</u>
② 都市計画区域外 (③を除く)	①と③に間にあり、各種開発等が抑制されるべき地域。 <u>①よりも厳しい環境配慮を要する。</u>
③ 市特定地域 ・南アルプスユネスコエコパーク区域 ・南アルプス国立公園 ・奥大井県立自然公園 ・日本平・三保の松原 ・県立自然公園 上記3公園の特別区域	豊かな自然環境を有する地域。その保全のため、 <u>特段の環境配慮を要する。</u>

(2) 対象事業

法の対象とならない事業であって影響の範囲が市域内に収まる事業

県条例と同様に 24 事業を対象とする（別紙一覧表参照）。

(3) 規模要件

《基本的な考え方》

① **静岡県条例第 2 種事業として設定されている規模の下限値を基準**とする。

② 地域区分により、**規模要件を段階的に厳しく**する。

↓

県条例と同等以上の効果を確保しつつ、地域区分による規模設定により、メリハリのついた本市独自の規模要件とする。

【都市計画区域内（③を除く）】

上記の「基本的な考え方」のとおり、**静岡県条例第 2 種事業に示された規模の下限値以上**を基本とする。

（第 2 種事業の設定がないものは、第 1 種事業の基準を用いる）

【都市計画区域外（③を除く）】

「水環境の保全」、「自然環境及び自然景観の保全」を図る観点から、当該地域の規模要件は原則、**「① 都市計画区域内の規模要件の 50%」**を基本とする。

※ 市域を区分して対象事業及び規模要件を設定している自治体

- 仙台市 : 3 つに区分され、概ね 50%
- さいたま市 : 3 つに区分され、概ね 50%
- 相模原市 : 3 つに区分され、概ね 75%
- 堺市 : 市街化調整区域が市街化区域の概ね 67%

【③市特定地域内】

南アルプスユネスコエコパーク区域、日本平・三保の松原県立自然公園をはじめとする国立公園、県立自然公園の特別区域は、事業の種類にかかわらず、**最大限の環境配慮が必要な地区**である。

このため、静岡県条例において「特別地域（鳥獣特別保護地域、自然公園特別地域等）」は土地の形状の変更 5 ha 以上を対象としていることを踏まえ、当地域においては**「土地の形状変更 5 ha 以上」**を対象とする。

